

# 古語拾遺所載御歲神祭祀に見え

## たる動植物に就きて

文學士 星野 日子 四郎

私は曾て本會紀要第十八卷大正十一年十月發行に、「古語拾遺所載御歲神の祭祀に就て」の一文を掲げ、其祭祀に見えたる動植物の殆ど全部が、外來物が彼我共存であり、而かも祈禳に靈效あるとして既に久しく其本國に於て祭祀に供せられたものであること、又之を標示する文字も多くは支那の地名を冠し、しからずんば其字面より古來我が慣習上説明的解釋的傳説の容易に發生し得可きものであつたとを一言し、以て本書に見えたる該祭儀は、決して遼遠なる神代に成つた純日本式のものなく、確に外國文物渡來の後、恐らくは百濟王が咒禁師を敵せる敏達天皇の六年十一月（西曆五七七）より、「官史記」「年中行事」秘抄所引載する所の天武天皇四年二月甲申祈年祭に至るまでの間に定まりしものならんかと臆測するに至つた。

斯事につきては尙ほ海外諸國特に當時我が國に最大の影響を及ぼせる韓漢印等の典籍につきて實例を博く檢索し、是等と比較研究の上重ねて詳論せんと思ひ居りしに、ゆくりなくも其翌十二年帝都の大震

火災に帝國大學の文庫焼けて、最も意を屬せし道藏再覽の途を失ひ且つ一切經や其他外典閱讀に不便を感じ、其上他の研究や勤務に多忙となりしため、其後は更に此点に手を觸るゝに至らなかつた。たゞ昨年英譯古語拾遺第一版成るに因み「古語拾遺所載御歲神の祭祀に於ける白色動物に就きて」と題し、主として其供物たる白馬、白猪、白鶏に關し多少の補遺及び論議を試みた。是は前号即ち本紀要第二拾四卷に出て居る。而して本年英文古語拾遺修訂第二版の發行に際し亦不取敢手許に残存する資料により、たゞに前三者のみならず此祭祀に關係ある他の諸動植物をも一應略述して、前掲の自説を釋明せんため急ぎ此稿を起した。詳は異日精査の機を得ん時に譲る。

(一) 此祭祀關係の神々及び場所

云ふ迄もないが古語拾遺所載御歲神祭祀事の當否を判斷せんと思はゞ、此祭祀の起源は、(1)之に關係あられしは如何なる神々におはせしや。(2)何の處に起りしか。(3)何の時に行はれしやを先決問題とせねばならぬ。

(1)に關係しては既に本紀要十八卷に畧述せる通り御歲神は建速須佐之男命の御子大年神と香用比賣との間に生れ給ひ、神祇官に祭られ又神祇式にも山城國乙訓郡に大歲神社、大和國葛城郡に葛城御歲神社

等其他諸國にも大歳神社が尠くない。又大。地。主。神。を以て或は倭大神即ち倭大國魂神とし、或は大國主命の一名大國魂神とし或は大國主命の和魂大物主櫛選命とし、或は全然此等の神々と異なる或大地主たる神とするも、いづれにしても我邦固有の神にましましたことは、此兩神に關する記事にても明であつて且つ家畜の肉を喰ふを汚穢として非常に嫌忌するは我固有の國俗にて韓漢等の外邦に比類なきを見れば益々其然ることが知り得るのである。

(2)に就ても前陳の如く其祭祠所在地がかく神名式に斯の如く登記しあるに先ち、既に「神祇令集解」にも

仲春祈年祭 謂猶禱、欲令歲災不作、時令順度即於三神祇官一祭之故曰祈年（中略）於三神祇官、總祭三天神地祇。百官宮人集。別葛木鴨名爲

御年神。祭日白猪白鷄各一口也、爲令三歲稔。祭之如大歳祭也。 於神以下一口以上古記之文

と記しあるを見ても、此祭式の本據は往時帝都の多くして最も文化の進みし大和地方並に之に隣接せる山城地方等なりしを察知し得べしと思ふ。

(3)時代に至つては本書に既に「昔在神代」と明記し、又此に見ゆる神々は皆神代の神々なれば、其起源を以て神代とせるは疑ふ可からずである。

斯く本書の記事は、此祭儀を我固有のものとし、且つ其濫觴を遠く神代に遡らしめしも、其事實は却つて外國文物渡來以後のものたるべき事は、之に密接の關係ある動植物の多くは外來種か、若くは彼我

共存のものであることに徴しても明である。

(二) 牛

昔漢の智相陳平が嫂を盗めりとの悪評起りし時、彼は單に我に兄無しと言ひしのみ。蓋し兄無くんば嫂ある筈なく随つて之を盗むに由なく、其誣言たるを根本的に打破して餘りあるものであつた。之と同じく本邦にては神代の如き遼遠の往古にありては、未だ牛の無かつたを證明せば、随つて其肉を田人に食ましめ、御歳神の怒を招き、かゝる祭儀を生じたりとする傳説の當否は自然氷解して、後代的のものたるを判明するであらう。

地質學時代の前世界は暫く置き、現代の牛が我國の原産ならずして、後世海を渡りて大陸地方より來りしとは、生物學古物學及歴史等の一致するところである。されば、

「魏志」倭人傳

畧上 其地無<sub>二</sub>牛<sub>一</sub>馬虎豹羊鵠

と見え、且つ之を承けたる「後漢書」東夷列傳や「晉書」四夷列傳等にも同じく牛無しと記されてある。彼の「日本書紀」神代卷に保食神の死後「其神之頂、化爲<sub>二</sub>牛馬<sub>一</sub>」とあるは、支那盤古氏の傳説に影

響せられたか、若くはたゞ日支のみならず印度南洋等にも類似の傳説ある如く、太古民族の閉關に關する原始的容想の偶然相暗合したるものなるべく、又神武紀に「弟猾大設<sub>ニ</sub>牛酒<sub>一</sub>以勞<sub>ニ</sub>饗皇師<sub>一</sub>焉」とあるも、これ亦日本紀編纂者の常套手段たるかゝる場合にふさはしき漢文の成句を借り來たる文飾に過ぎないものである。故に文永十年二月十四日卜部兼文註の「古事記」裏書に引かれたる「日本決擇日記」にも既に、

今案保食命神已死、其神之頂化爲<sub>ニ</sub>牛馬<sub>一</sub>。爰難者云、倭國無<sub>ニ</sub>馬牛<sub>一</sub>、事見<sub>ニ</sub>書傳<sub>一</sub>。故應神天皇之世百濟進牛馬、自<sub>レ</sub>此而後、倭國有<sub>ニ</sub>牛馬<sub>一</sub>。若本自有<sub>ニ</sub>牛馬<sub>一</sub>者、古先君臣寧杖策徒歩乎。

と論じて居る。

又「ウシ」といふ言語の由來解釋に就きては古來諸説紛々として一定せず。或は「倭訓栞」等に見ゆる如く、牛は人の勞に代るを以て其能を稱して名としたるものか、若くは大肉の義ならんかと、其の起源を邦語に求むるも、新井白石の爛眼は却て之を漢韓語即ち外來的と睨んで居られた。

「東雅」十八  
畜獸

上 牛をうといふ事は漢地の方言とこそ見えなれ。即今も朝鮮の方言牛を呼ぶ事はうといふなり。  
畧 而して此牛屬 (Bos) 中の一たる飼牛 (B. taunus) は梵語にては「ウクシヤ」(Uksha) 又我與羽

の方言にては「ペコ」、蝦夷語にては「ペコ」といふは、羅典語の「ペクス」(Pecus) に似たれども、東西隔絶の餘りに甚しき其間何等の交渉もなかつたであらう。又私が親しく博言學者 (Whymant) ホワイマント氏より聞く所によれば、洪牙利の方言中に牛を「ウシ」と稱するものがある。而して同民族は本來古の匈奴の支派の西來せるものであるから、其の語は或は我同一名稱に靈犀一点相通の處なきを保し難い。しかしながら明説の出るまで姑く私は、此の語の朝鮮起源説に左袒致したいと思ふ。

漢字「牛」の朝鮮音は「子」字と同しく<sup>ウ</sup>にして、初聲「ㄱ」と中聲「ㄷ」との合聲であつて「ウ」なり。「ウシ」の朝鮮語は「ソ」にして「セウ」若くは「シエー」といふ如く聞ゆ。されば白石翁の説の如くウが語根にしてシが接尾語に過ぎざるか、或は日本紀神代卷一書に「素戔嗚尊師其子五十猛神、降<sup>ニ</sup>到於新羅國居<sup>ニ</sup>會<sup>ニ</sup>之茂梨處」とある會之茂梨は即ち牛頭山なる如く、往昔朝鮮には既に牛を會と呼びしこと明なれば、(ウシ)の語根は寧ろ會にありて當時朝鮮にてはウシを「ソシ」と呼びしか、或は朝鮮人の此「ソ」の發音が日本人に「ウシ」と聞えしか、或は時を経るに隨つてしか訛りしか、又前陳「ソ」が「シ」に聞え、後に「ウ」なる接頭音いつしかまた之に加はりしか、言語學上の門外漢たる私にとりては、輕々にこれ等の難問を解決することが出來ないが、いづれにしても「ウシ」といふ語は直接若く

は間接に朝鮮語より出で來りしものと信するのである。

又動物分布上並に地理上、此動物は最も古く我國と交通あり且つ最も近き大陸地の朝鮮より渡來すべきは自然の理である。而して上代此動物の既に朝鮮に居りしことは前陳「新羅之會之茂梨」の地名に見え、又其の地に於て之を使用し且つ其肉を食て忌まざりしは垂仁紀二年條注比賣語會社神條に明記して在る。

一云初都怒我阿羅斯等、有國之時、黃牛負田器、將往田舍、黃牛忽失。則尋迹覓之、跡留一郡家中。時有二老夫曰、汝所求牛者、入此郡家中。然縣公等曰、由牛所負物而推之必設殺食。若其主覓至、則以物償耳。即殺食也。若問牛直欲得何物、莫望財物、便欲得郡内祭神云爾。俄而郡公等到曰、牛直欲得何物。對如老父之教。其所祭神是白石也。以白石授牛主。 下畧

これを古語拾遺の、  
昔在神代、大地主神營田之日、以牛六食田人。于時御歲神之子至於其田、唾糞而還以狀告父。御歲神發怒以蝗放其田、苗莖忽損似笹竹。 下畧  
の記事と對照一番せば思半に過ぎませう。而して牛の何時に我邦に輸入せられ又何時より其肉の肉食神供となりしかに就ては、明確の記載を闕き或は其輸入を以て應神天皇の朝となす的確の史料がない。

古語拾遺所載御歲神祭祀に見えたる動植物に就きて (星野)

二六

しかし安閑天皇が皇子の無くして御名の後世に傳はらざらんかを慮り給ひ其二年九月丙辰。甲辰に、朔

別勅大連(大伴)云宜放牛於難波大隅嶋與媛島松原、冀垂名於後

と仰せられしこと同天皇紀に見ゆれば、其當時既に我朝にありしことは明である。而して他方面より觀察すれば斯物是時猶ほ未だ我國に徧からず少數にして人の耳目を聳動せしむるものなればこそ、御名を後世に傳ふべき記念として此放牛牧場を創設せしめ給へしものなれと思はる。彼の顯宗紀の、

天皇曰吾是去來穗別天皇之孫、而困事於人。(縮見屯) 飼牧牛馬。(畚) 下

の牛馬は或は事實ならんと、同二年紀に、

是時天下安平、民無徭役、歲比登稔、百姓殷富、稻斛銀錢一文、馬牛被野。一本無牛字

ある牛馬云々は、例の書紀編纂者が他書の成語を強用せる文飾に過ぎない。

次に我固有の古族は野獸を獵りて其肉を食ひ、且つ神明に供せる事は記紀諸古風土記万葉等諸舊典に神祇君臣の狩獵を多く載せ、特に猪や鹿を皆「しし」と呼ぶは、猶ほ今日の我々が肉と云へば牛肉を意味する如く、それより更に岐れて貮羊かみしかを方言或は「青しし」若くは「肉の鹿」と現今尙稱する所あり又其之を神明に供せしは佛敎の勢力甚だ盛なりし往時すら猶猪鹿を信州の諏訪神及び野州宇都宮神に奉りし事、無住法師の「砂石集」や林道春の「羅山文集」等にも見え、且つ現今にても形式的ながら猶實行



されて居るに願れば事實顯著である。又前引の通り祈年祭と相對比すべき風神祭の供物が「延喜祝詞式」に廣瀬大忌神祭並に龍田風神祭の供物中に「山爾住物者毛能和支物毛能荒支物」あるに參照すべきである。之に反して上古我國人は家畜獸を不淨として食はなかつた牛及豚を除き是れ恐らくは其生活狀態の汚穢を目視し居るに(産死、食料、皮膚居所等につきて)更に其平生親近のものに對する惻隱心が多少加はる爲ならんか。況んや其尊崇する神明に供する如きは之を瀆すの甚だしきものと思つて居つたに相違ない。然るに支那あたりでは伏羲氏は善く犧牲を養ふによりて聖王たりと傳へられ、又其犧牲二字共に牛扁にして牛は神の供物中の最貴最重なるものと信せられ、其他牛扁に屬する字尠からざるは如何に支那人が之を重視したるやを窺ふ可く、又其「太牢之珍珠」の語も如何に彼等が、祭食ともに牛を尊びし事がわかる。次に朝鮮に於ても支那文化の影響を受け祭祀に供するは勿論、古より之を食ふの盛なる却つて支那を凌駕して居る。されば此風習の我國に生せしは無論韓國を通して漢の影響の入り來りし後に、從つて其捧げらるる神は漢神即ち外國神であり、捧ぐるものは無知の迷信の庶民であり、之を教ふるものは田舎の祝部即ち職業的にして、動もすれば欺騙を事とする小巫であるは自然の勢であつて、智識階級の有位有官者、朝廷や大社の神官、本邦の由緒ある神名神大社等は與らなかつたのである。而して因習の久しき禁令屢出づるも猶倭めず祭神用のみならず牛馬を屠殺して食ふもの絶えざるを以て後世益々其の取締が嚴密にな

り行くに至つた。而して牛馬等につき其禁屠の原因は主として掲ぐる三條に基くと考ふ。

- (一) 外神迷信の惡風を矯正せんとする事(當時當世神崇拜も亦此一例なり)
- (二) 慈善主義に立ち且家畜は人の用をなすを以て特に之を憐む事
- (三) 軍國に必要な事即ち平時は運搬耕作の用に役せられ、戦時には馳驅運搬の力を奮ひ、且つ其の

皮革も軍需品として必要なること

即ち左掲の史料は之を證明するに餘りあるものである。

天武紀

四年四月庚寅(甲戌朔)詔諸國自今以後、制諸漁獵者、莫造檻牢及施機槍等之類、亦四月朔以後、九月三十日以前莫置ヒミツキリヤナ比滯沙伎理梁、且莫食牛馬犬猿鷄之肉、以外不在禁例、若有犯者、罪之

「類從三代格」

詔、馬牛代人勤勞養人。因茲先有明制、不許屠殺。今聞國郡未能禁止、百姓猶有屠殺。宜有犯者、不問陰贖、先決杖一百、然後科罪。畧下

天平十三年二月七日。(續日本紀係甲戌即十七日)

太政官符

應<sub>レ</sub>禁<sub>ニ</sub>制<sub>ニ</sub>殺<sub>ニ</sub>牛<sub>ニ</sub>用<sub>ニ</sub>祭<sub>ニ</sub>漢<sub>ニ</sub>神<sub>ニ</sub>事

右被<sub>ニ</sub>右<sub>ニ</sub>大臣<sub>ニ</sub>。(藤原)宣<sub>ニ</sub>爾<sub>ニ</sub>奉<sub>レ</sub>勅<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>聞<sub>レ</sub>諸<sub>ニ</sub>國<sub>ニ</sub>百<sub>ニ</sub>姓<sub>ニ</sub>殺<sub>レ</sub>牛<sub>ニ</sub>用<sub>ニ</sub>祭<sub>ニ</sub>。宜<sub>ニ</sub>嚴<sub>ニ</sub>加<sub>ニ</sub>禁<sub>ニ</sub>制<sub>ニ</sub>莫<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>然<sub>ニ</sub>、若<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>違<sub>ニ</sub>犯<sub>ニ</sub>、

科<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>殺<sub>ニ</sub>牛<sub>ニ</sub>馬<sub>ニ</sub>罪<sub>ニ</sub>。

延曆十年九月十六日

「賊盜律」

凡<sub>ニ</sub>盜<sub>ニ</sub>官<sub>ニ</sub>私<sub>ニ</sub>馬<sub>ニ</sub>牛<sub>ニ</sub>而<sub>ニ</sub>殺<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>徒<sub>ニ</sub>二<sub>ニ</sub>年<sub>ニ</sub>半<sub>ニ</sub>。(馬牛軍國所用、故與餘畜不同。)

「厩庫律」

凡<sub>ニ</sub>故<sub>ニ</sub>殺<sub>ニ</sub>官<sub>ニ</sub>私<sub>ニ</sub>馬<sub>ニ</sub>牛<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>徒<sub>ニ</sub>一<sub>ニ</sub>年<sub>ニ</sub>、贓<sub>ニ</sub>重<sub>ニ</sub>及<sub>ニ</sub>殺<sub>ニ</sub>餘<sub>ニ</sub>畜<sub>ニ</sub>產<sub>ニ</sub>若<sub>ニ</sub>傷<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>、計<sub>ニ</sub>減<sub>ニ</sub>價<sub>ニ</sub>準<sub>ニ</sub>盜<sub>ニ</sub>論<sub>ニ</sub>。(原注)……主<sub>ニ</sub>自<sub>ニ</sub>殺<sub>ニ</sub>馬<sub>ニ</sub>牛<sub>ニ</sub>一

杖<sub>ニ</sub>一<sub>ニ</sub>百<sub>ニ</sub>。(誤殺者不坐)

此外桓武天皇は延曆八年牛馬の帳簿を進めしめ、又同十五年には百姓私牛馬印を定め給うた。

かくの如く牛を殺して漢神を祭り其胙を食し、後には往々牛肉そのものを食はん爲之を屠りしもの狡巫愚民の間に出で來たり、特に皇極天皇の二年(西曆六四三年)の大旱には種々の祈雨法を試み、我神道固有の祈禱は勿論、佛敎の方法をも使用せし際、村々にては牛馬を殺して諸社神に願ひたること臨時默許された事同天皇紀に詳である。

七月戊寅<sup>甲寅朔</sup>群臣相謂之日、隨<sub>二</sub>村々祝部所教<sub>一</sub>、或殺<sub>二</sub>牛馬<sub>一</sub>祭<sub>二</sub>諸社神<sub>一</sub>、或頻移<sub>レ</sub>市、或禱<sub>二</sub>河伯<sub>一</sub>、既無<sub>二</sub>所效<sub>一</sub>。蘇我大臣<sup>夷報曰</sup>、可<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>於<sub>二</sub>寺寺<sub>一</sub>轉<sub>レ</sub>讀大乘經典<sub>上</sub>悔<sub>レ</sub>過如<sub>二</sub>佛所說<sub>一</sub>敬而祈<sub>レ</sub>雨。庚辰於<sub>二</sub>大寺南庭<sub>一</sub>嚴<sub>二</sub>佛菩薩像與<sub>二</sub>四天王像<sub>一</sub>、屈<sub>レ</sub>請衆僧<sub>レ</sub>讀<sub>二</sub>大乘經等<sub>一</sub>。于<sub>レ</sub>時蘇我大臣手執<sub>二</sub>香炉<sub>一</sub>燒<sub>レ</sub>香發願。辛巳微雨。壬午不能祈雨。故停<sub>二</sub>讀經<sub>一</sub>。八月甲申朔天皇幸<sub>二</sub>南淵河上<sub>一</sub>跪拜<sub>二</sub>四方<sub>一</sub>仰<sub>レ</sub>天而祈。即雷鳴大雨、遂雨五日、溥<sub>二</sub>潤天下<sub>一</sub>於是天下百姓俱稱<sub>二</sub>万歲<sub>一</sub>曰<sub>二</sub>至德天皇<sub>一</sub>。

然れどもこれは實に焦眉の急に迫られしに出で、所謂溺者は一葉をも握むの類に過ぎないのであつた。要するに何れの邦國たるを問はず、外來の宗教や祭祀が入り來るや、必ず國神の怒に觸れんとの危惧心國民間に起るを常とする。是を我朝の他例にされば欽明天皇の十三年佛法が公然百濟王の推薦により入り來るや、其の後疾疫流行天殘多きを以て國神の祟に歸し、佛像を流し伽藍を燒きしことがあつた。また伊勢の大廟には佛法全盛の世を通してなほ之を忌み僧尼の參詣をどごめ、之に關する言葉すら忌言葉として代用語を使い、下野の宇都宮社にては沙門の宮中に入るを許さざるの類必すしも尠なかるまい。されば神祇令に「不淨之物鬼神所<sub>レ</sub>惡」とある如く邦俗の不淨とする家畜の肉であつて、しかも耕作に有用なる牛肉を、外國式に神事特に穀神なる大歲神のものに關係せしめんとせば、必ずや猛き此神の怒を激し其の祟猛烈を極めんと、民心の感想するは自然の理であつて終りに古語拾遺所載の傳説の生ぜ

しは決して偶然にあらずと思ふ。

因みに云ふが山城太秦の廣隆寺の大辟神社の牛祭は牛を屠殺して祭るものにあらずも、又之は或は秦文公の立てられた陳寶祠の事に據りしか或は摩多羅神の祭法にして傳に慈覺大師入唐の際之を將來したるか不明なれども應永九年の祭文によれば兔に角支那より朝鮮に移住し更に我國に歸化せる秦氏の祖廟に行はるゝ祭事なるより見るも、いかに漢韓人が牛に縁故深くして且つ久しき、到底我邦人の比にあらずるを見るに足ることを信ずる。

### 河水清

酒井尊農居士

誠ある人の心さ五十餘川

幾世ふるさも濁らざりけり

古語拾遺所載御歲神祭祀に見えたる動植物に就きて (星野)

雁信 巴里より

ルボン教授

佛國巴里ソルボン大學日本學教授ミシエル、ルボン博士は本會紀要第二十四卷に掲載せる加藤玄智博士福英文生祠の研究に關し一書を裁して曰く

拜啓信州に明治天皇の生祠有之候由、こは誠にしか有る可き事にて他の事例に由りて申せば出雲大社の千家國道が昔は生き神としてかしづかれて居つたことは周知の事實であるから明治天皇の生祠の存在してなつたことは當然の事で、ただそれが加藤博士の研鑽に由つて事實として證據立てられたことを小生は爲學界衷心より喜ばしく思ふ次第に有之候……………(一九二五年十一月三日)